

平成17年第2回（5月）臨時会

県央県南広域環境組合  
議会 会議録

平成17年 第2回 県央県南広域環境組合議会臨時会会議録

平成17年5月30日 (1日間) 午後15時30分開会

平成17年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会は、諫早市のホテルグランドパレス諫早に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番 池田 一豊	2番 赤崎 光善	3番 木村 和俊
4番 山口 一輝	5番 青木 弘義	6番 水田 寿一
7番 馬渡 光春	8番 中村 五良	9番 岩下 勝
10番 東原 貢	11番 荒木 榮喜	12番 中山 寛二
14番 渡部 満喜	15番 小嶋 光明	17番 馬場 勝郎
18番 古川 利光		

2 欠席議員は、次のとおりである。

13番 金澤 壯                      16番 未選出 (深江町)

3 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者 吉次 邦夫	副管理者 吉岡 庭二郎	副管理者 木下 康博
副管理者 渡邊 秀孝	副管理者 斉藤 正次	副管理者 浦川 康二
副管理者 松浦 末利	副管理者 町田 義博	副管理者 松本 安男
参考人 隈部 文博	参考人 中村 美恵子	
収入役 池松 正光		
事務局長 高田 徳一	施設課長 森松 光明	施設課長補佐 田中 金大
施設課長補佐 山本 修	管理係長 土井 勝好	総務課吏員 濱崎 和也
施設課吏員 川口 隆彦	施設課吏員 本田 貴也	

4 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 谷口 啓                      書記 荒木 学                      書記 船津 健一郎

5 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1 議長の選挙について  
日程第2 議席の指定について  
日程第3 会議録署名議員の指名  
日程第4 会期の決定  
日程第5 議会運営委員会委員の選任について

- 日程第6 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(県央県南広域環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例)
- 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成16年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第6号))
- 議案第9号 収入役の選任同意について

## 6 議事の経過

(午後15時30分 開会)

### ○副議長(馬場勝郎君)

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成17年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、16名でございます。定足数に達しております。今期臨時会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

議事に先立ちまして、諫早市の合併に伴いまして新たに議員になられた方々を紹介いたします。

諫早市議会議長の古川 利光 議員  
諫早市議会議員の赤崎 光善 議員  
諫早市議会議員の木村 和俊 議員  
諫早市議会議員の山口 一輝 議員  
諫早市議会議員の青木 弘義 議員  
諫早市議会議員の水田 寿一 議員

以上、諫早市議会議員6名でございます。また、国見町から中村議長が組合議員として選任されております。また、瑞穂町から岩下議長が組合議員として選任されております。

以上でございます。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。

ただ今ご着席の席を仮議席といたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可します。

### ○管理者(吉次邦夫君)

副議長

### ○副議長(馬場勝郎君)

管理者

### ○管理者(吉次邦夫君)

一言ごあいさつを申し上げます。

本日、県央県南広域環境組合平成17年第2回議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご出席賜り、厚くお礼

申しあげます。

去る、4月10日に行われました諫早市議会議員選挙によりまして市民の皆様方のご信任を得られた議員としてご当選を果たされた方々に対し、心からお慶び申し上げたいと存じます。

皆様におかれましては今後ともご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日提出いたしました議案は、議案第6号及び議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（条例の改正について）」、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（補正予算について）」、議案第9号「収入役の選任同意について」、以上の4件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

**○副議長（馬場勝郎君）**

ここで、全員協議会を開くためしばらく休憩いたします。

（午後15時34分 休憩）

（午後15時37分 再開）

**○副議長（馬場勝郎君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1「議長の選挙について」を議題とします。

組合規約第7条第2項により「組合議員のうちから組合の議会で選挙する。」ということになっております。

選挙の方法として、「投票による方法」と「指名推選による方法」がございます。

選挙の方法につきましては、副議長の指名推選による方法で行いたいと存じます。

お諮りいたします。指名推選による方法で行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（馬場勝郎君）**

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の方法は、副議長の指名推選による方法に決定いたしました。議長に、古川利光議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました古川利光議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（馬場勝郎君）**

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました古川利光議員が議長に当選されました。

古川利光議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項による告知をいたします。

議員就任の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

**○議長（古川利光君）**

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、議員各位のご推挙によりまして県央県南広域環境組合議会議長の重職に就くことになりました古川でございます。

今後、皆様方のご指導をいただきながら、議会がスムーズに運営できますように

努力をして参りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（馬場勝郎君）

これをもって、議事進行の職務を終わらせていただきます。新議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

古川利光議長、議長席にご着席をお願いいたします。

（新議長・・・議長席に着席）

（副議長・・・自席に着席）

○議長（古川利光君）

次に、日程第2「議席の指定」を行います。

議席は議長において指定いたします。

議員諸君の議席番号と氏名を書記長に朗読いたさせます。

○書記長（谷口 啓君）

失礼いたします。朗読いたします。

- 1 番 池田 一豊 議員
- 2 番 赤崎 光善 議員
- 3 番 木村 和俊 議員
- 4 番 山口 一輝 議員
- 5 番 青木 弘義 議員
- 6 番 水田 寿一 議員
- 7 番 馬渡 光春 議員
- 8 番 中村 五良 議員
- 9 番 岩下 勝 議員
- 10 番 東原 貢 議員
- 11 番 荒木 榮喜 議員
- 12 番 中山 寛二 議員
- 13 番 金澤 壯 議員
- 14 番 渡部 満喜 議員
- 15 番 小嶋 光明 議員
- 16 番議員は議会選挙後で未選出でございます。深江町からの選出議員となります。
- 17 番 馬場 勝郎 議員
- 18 番 古川 利光 議員

以上でございます。

○議長（古川利光君）

ただ今朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

ただ今から、全員協議会を開くため、しばらく休憩いたします。休憩中に議席の交替をお願いいたします。

（午後15時41分 休憩）

（午後15時48分 再開）

○議長（古川利光君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3「会議録署名議員の指名」についてを議題といたします。議長において指名いたしたいと思っておりますので、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（古川利光君）**

ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員は議長において馬渡光春議員、中村五良議員を指名いたします。

次に、日程第4「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日一日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（古川利光君）**

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日間と決定いたしました。

議事日程は、お手元に配布しております「議事日程表」により執り行いたいと思っておりますので、ご了承願います。

次に、事務局から発言を求められておりますので、この際許可します。

**○事務局長（高田徳一君）**

皆様、こんにちは。

4月1日から、事務局長として諫早市より派遣されております高田でございます。処理施設の建設が終了し、施設運営が主な業務となっております。施設運営が順調にいきますよう努力してまいりますので、ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

それでは、本年4月1日から本格稼働いたしております施設の稼働状況等についてご報告いたします。

まず、県央県南クリーンセンターについてであります。完成した施設の性能の確認のため、昨年12月10日から旧諫早市の委託収集分のごみの受入れを開始し、1月からは旧飯盛町、2月からは旧高来町・小長井町と順次受入地域を拡大しながら、施設の試運転を実施いたしました。

3月22日からは全ての市町のごみを受け入れ、3炉同時運転等、設備の性能の確認を行いました。引渡性能試験が順調に終了しましたので引渡しを受け、4月1日始業前に副管理者を代表して松浦愛野町長にご出席をいただき、開所式を行い、本稼働に入ったところであります。

ごみ処理の状況についてであります。試運転期間は無料で搬入できるということもあり、搬入量は約11,500トン、処理量は8,900トンとなっており、ピット残量が2,600トンとなっております。4月、5月の搬入量は約14,700トンで、処理量が12,400トンであり、1日当たりの計画搬入量、230トンに対して、実際は250トンが搬入されていることから、4月19日から3炉運転に切り替えて、処理量の増加を図っているところであります。5月29日、昨日現在のピット残量は約4,900トン余りです。

東部・西部のリレーセンターの受入れ及びアームロール車でのごみ搬送につきましては、現在まで順調であります。

次に、余熱利用施設建設工事についてですが、5月24日現在の進捗率は15.

1%であります。現在、基礎工事の段階であり、一部プール棟につきましては、鉄骨建方工事に入っており、概ね順調に進捗しており、5月9日には県の間中検査が終了しております。

管理運業者の選定につきましては、4月26日に指定管理者、管理運営事業者でございますが、この募集について公告を行い、新聞紙面及びインターネットにて広告をいたしました。

5月11日に実施した事前説明会には12社が参加し、現在、6月3日を期限に申請書を受け付けているところでございます。

今後は、数回の選定委員会を経て、7月中には指定管理者の候補者が決定する予定となっております。また、決定に際しましては地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経なければなりませんので、8月開催予定の組合議会定例会に議案を提出する予定でありますので、よろしくお願いたします。

以上簡単ではございますが、施設の稼動状況等についてのご報告といたします。

**○議長（古川利光君）**

次に日程第5「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

組合規約第6条により組合議員の任期は、組合市町の議員としての任期となっており、議会運営委員会委員5名のうち2名の方の任期が満了となり、2名の方の改選が必要でございます。

委員の指名は、議会委員会条例第5条により議長が会議に諮って指名することとなっております。

これより、議会運営委員会委員の任期満了に伴う委員を議長により指名いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（古川利光君）**

ご異議なしと認め、議長により議会運営委員会委員を指名いたします。5番青木弘義議員。6番水田寿一議員を指名いたします。

以上の2名と、池田議員、馬渡議員、小嶋議員には議会運営委員を務めていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（古川利光君）**

次に、日程第6 議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

**○事務局長（高田徳一君）**

事務局長

**○議長（古川利光君）**

事務局長

**○事務局長（高田徳一君）**

それでは、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」につきましてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたの

で、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

改正の内容は、管理職手当の支給を時間外手当と同様に勤務実績により次の月に支給していたものを、構成市町と同様に当月に支給することに改正したものであります。

なお、改正する条例の新旧対照表を参考に添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長（古川利光君）

お諮りいたします。議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

○議長（古川利光君）

次に、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長

○議長（古川利光君）

事務局長

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例）」についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、ご承認をお願いするものでござ

います。

改正の内容は、第2条の事務分掌の改正で、施設を建設する組合から、設置、管理及び運営する組合へ改正するものであります。

長崎県知事から3月28日に組合規約の変更の許可がありましたので、その後に専決処分の決裁をいただき改正をいたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

○3番（木村和俊君）

議長

○議長（古川利光君）

3番。木村議員

○3番（木村和俊君）

この改正はですね、ごみ処理場の建設に限ってたこれまでの規定を、余熱利用を利用した施設の設置、管理、運営に関する事務を新たに入れるという内容でございますね。あのね、ちょっと説明してほしいんですけど、すでに余熱利用の施設については、先程説明があったように既に15%進んでいる訳ですね。当然、あれは組合で造ってるわけでしょ、ね。そうするとその余熱利用の施設の建設の根拠になった条例の規定というのはどこにあるんでしょうか。

○議長（古川利光君）

しばらく休憩します。

（午後16時 1分 休憩）

（午後16時 4分 再開）

○議長（古川利光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長

○議長（古川利光君）

事務局長

○事務局長（高田徳一君）

お答えをいたします。

余熱利用施設の建設は、本体から、本体の条例から除外したのかというご質問でございましょうか。

お答えいたします。余熱利用施設の建設の条例はそのままでございます。県央県南環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例というのがございますので。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長

○議長（古川利光君）

事務局長

○事務局長（高田徳一君）

12月の、昨年12月24日の組合議会の臨時会でその旨はお配りをいたしております。

○議長（古川利光君）

事務局長に申し上げますが、審議になっておりますので、もしよければそれをコピーしてお配りいただければと思いますが。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古川利光君）

しばらく休憩します。

（午後16時 5分 休憩）

（午後16時 6分 再開）

○議長（古川利光君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長

○議長（古川利光君）

事務局長

○事務局長（高田徳一君）

それでは、条例につきましては議員の皆様全員に後ほどお配りさせていただきますのでご了承賜りたいと思います。

○議長（古川利光君）

ほかに。（3回です。はい、大丈夫です。）

○3番（木村和俊君）

議長、3番。

○議長（古川利光君）

3番。木村議員

○3番（木村和俊君）

それでは、後もってお願いします。もうちょっとお伺いたいんですけど、余熱利用施設のあとの運営については指定管理者制度でやる気だということのようございませけれども、どうなんですか、あと、管理者が決まればね、管理者のところ運営していくということになるんでしょうけど、採算の見込みというか、運営の見込み、もし何らかの形で出とればね、その辺のあとの状況を説明してほしいと思います。

○施設課長（森松光明君）

施設課長

○議長（古川利光君）

施設課長

○施設課長（森松光明君）

今のご質問ですけれども、現在申請を受け付けております。その受付の締め切りが6月の3日と設定をさせていただいております。したがって、その業者の方からいろんな形で提案があろうかと思っておりますけれども、値段の問題とか管理の方法、そういうものも含めて総合的に提案をしていただいて、その中から選定委員会の皆さんで協議をしていただいた後に決定をするという予定にしております。以上です。

○議長（古川利光君）

ほかにございませんか。ほかになければこれをもって質疑を終結し討論に入ります。

これより議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例）」に対する討論に入ります。

○3番（木村和俊君）

議長、3番。

○議長（古川利光君）

3番。木村議員

○3番（木村和俊君）

あの、先程事務局の方から説明がありましたようにね、これ出来上がったら管理運営については管理者を指定をして指定管理者制度でやっていきたいということのようですけど、あのね、あの、どうしてもね民間に管理を委託するということになるとですね、民間ですからどうしてもやっぱり収益を上げないと運営していけないんですよ。そうすると、その為の負担というのはもう利用者にかかってござるを得ないと、そういうことになってくると思うんですよ。やはり、運営は絶対にね、公共施設と切り離すことのできないね、施設の中身自体を考えればね、やはり民間に後の運営を任せるということになると、どうしても利益を上げきらんときは利用者何らかの形で負担がかかるようでない、厳しい状況になってくるわけですから。ですから私は、この余熱利用施設もね、いろいろ問題がありますが、それはやむを得んという面もあります。しかし、少なくともね、運営についてはきちんと組合が責任を持つべきだというふうに思いますけどね。これを民間の企業に後を委託するというような方法ではね、僕は今度の議案についてはね、これはもう賛成するわけにはいかない。ということで反対。

○議長（古川利光君）

ほかにございませんか。

お諮りいたします。議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例）」に対する異議がございましたので起立によって採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立をお願いをいたします。

起立多数。

起立多数でございましたので、したがって議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合事務局設置条例の一部を改正する条例）」は可決されました。

次に、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成16年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長

○議長（古川利光君）

事務局長

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成16年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第6号）」についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

内容は、平成16年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第6号）であり、歳入にごみ処理施設建設基金預金利子567千円を繰り入れ、同額をごみ処理施設建設基金として積み立てるものです。これにより、歳入歳出予算の総額は7,947,262千円となります。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成16年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第6号）」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成16年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第6号）」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

○議長（古川利光君）

次に、議案第9号「収入役の選任同意について」を議題といたします。

提案理由について説明を求めます。

○管理者（吉次邦夫君）

議長

○議長（古川利光君）

管理者

○管理者（吉次邦夫君）

議案第9号「収入役の選任同意について」を説明いたします。

本組合収入役の任期が、県央県南広域環境組合同規約第9条の規定により平成17年2月28日で満了となったため、諫早市収入役に5月20日付けで選任された池松正光氏を当組合の収入役に選任いたしたいので、県央県南広

域環境組合規約第8条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本人の経歴等についての資料を配布いたしておりますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第9号「収入役の選任同意について」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号「収入役の選任同意について」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

ここで、収入役に選任されました池松正光君の入場を求めます。

（収入役入場）

○議長（古川利光君）

収入役に選任されました池松正光君からあいさつの申し入れがあつておりますので、これを許します。

○議長（古川利光君）

収入役

○収入役（池松正光君）

皆さん、こんにちは。諫早市収入役の池松でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

先程は、不肖私を当組合の収入役に選任することにつきまして、格別のご高配によりご同意を賜り身に余る光栄でございます。心より厚くお礼申し上げます。

この上は、管理者をはじめ、議員各位のご期待に応えるべく、諫早市の会計課長をはじめ、職員と力を合わせ、一生懸命職務に邁進する覚悟でございますので、どうかよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（古川利光君）

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。

これをもって、平成17年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会を閉会いたします。

議員各位のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長からお礼申し上げ、閉会のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

(午後16時20分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 古川 利光

署名議員 馬渡 光春

署名議員 中村 五良